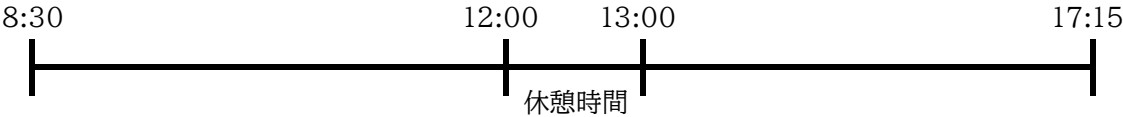


(4)職員の勤務時間その他の勤務条件及びサービスの状況

お問い合わせ 人事・給与課 : 042-769-9236
(④については 職員厚生課 : 042-769-8338)
(⑤のア、⑥については、
コンプライアンス推進課 : 042-707-7040)
(⑤のイについては、
働き方改革推進室 : 042-707-7281)

① 職員の勤務時間、休憩時間の概要 (令和7年4月1日現在)

職員の勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。



② 職員の年次休暇の概要と取得状況

原則として1年に20日の年次有給休暇が与えられます。

令和6年度の平均取得日数	令和5年度の平均取得日数
15.4 日	15.8 日

③ 職員の特別休暇等の概要

ア 特別休暇

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、有給休暇が認められます。

(令和7年4月1日現在)

種類	取得事由	付与期間
選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
裁判員等としての出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで規則で定める社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合	1の年度につき5日の範囲内で必要と認める期間
婚姻	職員の婚姻の場合又は事実上親族と同様の事情にあると任命権者が認める関係を有することとなる場合	5日の範囲内で必要とする期間
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度につき5日(当該通院等が人工授精、体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間
妊娠中の健康診査	妊娠中の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回及び妊娠36週から出産までは1週間に1回その都度必要と認める期間
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりについて1日につき1時間の範囲内で必要と認める時間
出産	女性職員の出産	産前産後期間としての出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)目に当たる日までの期間
育児時間	職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回、1回30分
妻の出産	職員の妻の出産	3日の範囲内で必要と認める期間

育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	5日の範囲内で必要と認める期間
子の看護等	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度につき5日(その養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める期間
短期介護休暇	要介護者の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める期間
忌引	職員の親族又は事実上親族と同様の事情にある者として任命権者が認める者の死亡	死亡した者との親族関係に応じて定める範囲内において必要と認める期間
父母の祭日	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内で必要と認める期間
夏季休暇	夏季休暇	5日の範囲内で必要と認める期間
災害による交通遮断	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断	その都度必要と認める期間
住居の滅失又は損壊等	地震、水害、火災その他の災害により規則の定めに従う場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内でその都度必要と認める期間
感染症の予防等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による建物に係る措置又は交通の制限若しくは遮断	その都度必要と認める期間
交通機関の事故等	交通機関の事故等の不可抗力の原因	その都度必要と認める期間

イ 傷病休暇

負傷、疾病等の治療に必要と認められる場合に取得できます。(公務に起因しない場合は、90日の範囲内)

ウ 組合休暇

職員団体などの構成員として、日又は時間を単位として従事する場合に取得できます。(1年度につき30日以内、無給)

エ 介護休暇

配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子などの要介護者の介護に必要と認められる場合に取得できます。(3回を超えず、かつ、通算して6月の範囲内又は連続する1年の期間内において120日の範囲内、取得時間は給与を減額)

オ 自己啓発等休業

公務に関する能力の向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合に取得できます。(自己啓発等休業中は無給)

カ 配偶者同行休業

外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にする場合に取得できます。(配偶者同行休業中は無給)

キ 育児休業等(育児休業、育児短時間勤務、部分休業)

育児休業を職員の子が3歳に達する日まで、育児短時間勤務及び部分休業は職員の子が小学校就学の始期に達するまで取得できます。(育児休業中は無給。育児短時間勤務は定められた1週間当たりの勤務時間を勤務し、給与を減額。部分休業は日に2時間を上限とし、取得時間は給与を減額)

ク 修学部分休業

公務に関する能力の向上を目的として、大学などにおいて修学する場合に取得できます。(週に20時間を上限とし、取得時間は給与を減額)

ケ 高齢者部分休業

55歳以降、定年退職日まで取得できます。(週に20時間を上限とし、取得時間は給与を減額)

コ 職務専念義務の免除

献血を行う場合等に、職務に専念する義務を免除します。

④ 安全衛生管理体制の整備状況

労働安全衛生法の規定により、災害や健康障害の防止、安全衛生に関する教育の実施、健康を保持増進するための措置等を実施するため、事業場の規模及び業種に応じた安全衛生管理体制の整備が義務付けられています。

本市では、14の事業場にそれぞれ総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医等を選任した安全衛生委員会を設置、また、これらを統括する総括安全衛生会議を設置、さらに、総括安全衛生会議を補完するものとして、全ての事業場・安全衛生委員会を「一般・消防」・「清掃」・「教育委員会」の3つの職域で横断的にまとめ、それぞれに職域安全衛生会議を設置して公務災害の防止対策、安全衛生教育研修、健康の保持増進対策などを推進しています。

⑤ ハラスメントへの対応状況

ア 市職員(市立小中学校等に勤務する職員を除く)

職場におけるハラスメント相談窓口をコンプライアンス推進課に設置するとともに、外部専門相談員による電話相談窓口を開設しています。また、ハラスメントに関する正しい知識を身に付け、理解を深めるために、全階層を対象としたハラスメント防止研修を実施するほか、ハラスメント防止ハンドブックやコンプライアンス通信等により、職員の意識啓発に努めています。

イ 市立小中学校等に勤務する職員

職場におけるハラスメントに関する相談窓口を働き方改革推進室に設置するとともに、コンプライアンス推進課が開設している外部相談窓口でも相談を受け付けています。また、ハラスメント防止ハンドブックや「Hata-Com(ハタコン)～教職員の働き方・コンプライアンス通信～」の発行、新任管理職研修での事例に基づいた研修実施など、教職員の意識啓発に努めています。

⑥ 公益通報(内部通報)制度の運営状況

職員等が知り得た行政運営上の違法又は不当な行為等に関する公益通報(内部通報)を受け付けています。

令和6年度通報件数	うち受理件数	うち不受理件数
2件	2件	0件

受理案件の概要	対応状況	件数
事務処理に関する件	調査済(是正措置無)	1件
服務に関する件	是正措置済	1件

(5)職員の休業の状況

新たに取得した休業の状況は次のとおりです。

お問い合わせ 人事・給与課 : 042-769-8213
(イについては 教職員課 : 042-769-8279)

ア 市職員(学校職員を除く)

種類	令和6年度	令和5年度
育児休業	165人	161人
育児短時間勤務	20人	9人
部分休業	79人	106人
自己啓発等休業	0人	1人
配偶者同行休業	1人	0人
修学部分休業	0人	0人
高齢者部分休業	0人	0人

イ 学校職員

種類	令和6年度	令和5年度
育児休業	102人	109人
育児短時間勤務	33人	19人
部分休業	24人	31人
自己啓発等休業	1人	1人
配偶者同行休業	4人	0人
修学部分休業	1人	2人
高齢者部分休業	0人	0人

(6)職員の分限及び懲戒の状況

お問い合わせ 人事・給与課 : 042-769-8213
(イについては 教職員課 : 042-769-8279)

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

ア 市職員(学校職員を除く)

令和6年度の分限処分者数 129 人 (令和5年度 145人)

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障の場合	0人 (0人)	0人 (0人)	129人 (144人)	0人 (0人)
職に必要な適格性を欠く場合	0人 (0人)	0人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)

令和6年度の懲戒処分者数 3 人 (令和5年度 5人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合	1人 (1人)	1人 (1人)	0人 (0人)	0人 (2人)
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人 (0人)	0人 (1人)	0人 (0人)	0人 (0人)
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
計	2人 (1人)	1人 (2人)	0人 (0人)	0人 (2人)

※ ()内は、令和4年度の状況です。

イ 学校職員

令和6年度の分限処分者数 35 人 (令和5年度 49人)

処分事由	降任	免職	休職	降給
心身の故障の場合	0人 (0人)	0人 (0人)	35人 (49人)	0人 (0人)
刑事事件に関し起訴された場合	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)

令和6年度の懲戒処分者数 5 人 (令和5年度 8人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人 (2人)	2人 (1人)	1人 (3人)	1人 (2人)
計	1人 (2人)	2人 (1人)	1人 (3人)	1人 (2人)

※ ()内は、令和4年度の状況です。

(7)職員の退職管理の状況

お問い合わせ 人事・給与課 : 042-769-8213

元職員による働きかけ規制や管理職であった職員の再就職状況の公表など、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

管理職であった者が再就職した状況は、次のとおりです。

再就職先	市外郭団体等	民間企業等
再就職者数	4人	7人

※ 令和6年6月から令和7年5月末までの間に届出(届出事項の変更)があった、本市の管理職職員であった者の再就職状況(離職後2年間のもの)です。

(8)職員の研修の状況

お問い合わせ 人事・給与課 : 042-769-8213

(②については 教育センター : 042-756-0290)

① 市職員(市立小中学校等に勤務する職員を除く)

地方分権の時代を担う職員の資質向上及び市民サービスの向上のため、次のように研修を行っています。

ア 職場研修

各職場が自主的、主体的、計画的に行う研修で、職場の活性化と業務の円滑な推進を図るため行いました。また、管理監督者などが日常の業務の中で、部下などに対し計画的に資質の向上を図る職場指導(OJT)については、「研修所研修」と連携を図りながら取り組んでいます。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
職場基本研修	70 ^件	3,072 ^人	68 ^件	3,079 ^人
職場専門研修	81 ^件	4,306 ^人	83 ^件	3,625 ^人
専門派遣研修	483 ^件	1,427 ^人	467 ^件	876 ^人
視察派遣研修	13 ^件	26 ^人	21 ^件	49 ^人

イ 研修所研修

研修担当課が主体となり、職場外で行われる研修で、職務遂行上必要な一般的、体系的な知識、技能の習得を図るため行っています。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
階層研修	21 ^件	2,188 ^人	19 ^件	2,289 ^人
特別研修	14 ^件	581 ^人	16 ^件	545 ^人
国内派遣研修	52 ^件	75 ^人	74 ^件	154 ^人
海外派遣研修	0 ^件	0 ^人	0 ^件	0 ^人
交流派遣研修	35 ^件	派遣 28 ^人	28 ^件	派遣 22 ^人
		受入 7 ^人		受入 6 ^人

ウ 自己啓発支援

職員一人ひとりが自主的、主体的に能力開発・向上に取り組むことにより、効果的に資質向上を図りました。研修担当課においては、職員が積極的に自己啓発に取り組めるよう動機付けを促すなどの支援を行っています。

② 市立小中学校等に勤務する職員

目指す教職員像を「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教職員」、「求められる資質・能力を「教育職としての本質に迫る力」、「子ども理解と個・集団を育てる力」、「専門性を高める力」、「マネジメント力を高める力」とし、研修については、集合研修を中心として、オンライン、オンデマンド、ハイブリッド型研修で開催しました。

ア キャリアステージ研修

教員個々のキャリアステージに沿った系統的・重点的な研修や管理職対象の研修を行うことにより、教員や管理職の資質・指導力の向上を図りました。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
基本研修	13 ^件	3,892 ^人	13 ^件	3,960 ^人
常勤代替教諭研修講座	1 ^件	352 ^人	1 ^件	430 ^人
学校運営・経営研修	5 ^件	630 ^人	5 ^件	544 ^人

イ 専門研修

支援教育・情報教育や、授業力の向上に関わる研修の他、今日的教育課題に適切に対応できる資質・能力の向上を図る研修を行いました。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
授業力向上研修	6 ^件	1,915 ^人	6 ^件	2,230 ^人
支援教育研修	7 ^件	1,092 ^人	7 ^件	1,018 ^人
情報教育研修	4 ^件	1,005 ^人	4 ^件	598 ^人
教育課題研修	6 ^件	571 ^人	5 ^件	210 ^人
担当者研修	8 ^件	728 ^人	5 ^件	649 ^人

ウ 学校への訪問支援研修

指導主事が学校を訪問し、学校のニーズに応じた支援を行いました。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
指導主事等訪問支援研修等	2 ^件	6,975 ^人	4 ^件	7,053 ^人

エ 特別研修

本市教育の質的向上・発展に資するため、市内外の教育機関等で実践的な研修を行いました。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
長期派遣研修等	4 ^件	12 ^人	4 ^件	12 ^人

オ 職能研修

それぞれの職種や専門性に応じて、必要とされる知識・技能の向上を図りました。

区分	令和6年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数
学校事務職員研修	3 件	772 人	3 件	820 人
教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士研修	5 件		5 件	
学校職員研修	3 件		2 件	
指導教員研修等	6 件		6 件	

(9)職員の福祉及び利益の保護の状況

お問い合わせ 職員厚生課 : 042-769-8338
 (市立小中学校等に勤務する職員に係る記述については、
 教職員課 : 042-851-3152)

① 共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業の概要

本市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付事業及び福祉事業の給付、助成及び貸付等を受けることができます。また、一定の条件で採用された非常勤職員は「短期組合員」の資格を取得し、短期給付事業及び福祉事業の一部の適用を受けることができますが、長期給付事業については適用されません。(学校に勤務している職員は公立学校共済組合に加入しています。)

ア 短期給付事業

組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して定められた給付を受けることができます(休業に対しての給付は、組合員のみとなります。)

イ 長期給付事業

組合員の退職・障害又は死亡に対して定められた年金又は一時金の給付を受けることができます。

ウ 福祉事業

総合健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付事業などの助成や貸付等を受けることができます。

② 公務災害補償の概要と実施状況 (令和7年4月1日現在)

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金から法令の規定に基づく補償を受けることができます。

区分			令和6年度		令和5年度	
			傷病	死亡	傷病	死亡
公務中の災害	認定	発生	87 件	0 件	94 件	0 件
		公務上	86 件	0 件	92 件	0 件
		公務外	0 件	0 件	2 件	0 件
	審査中		1 件	0 件	0 件	0 件
通勤途中の災害	認定	発生	10 件	0 件	19 件	0 件
		通勤該当	10 件	0 件	18 件	0 件
		通勤非該当	0 件	0 件	1 件	0 件
	審査中		0 件	0 件	0 件	0 件

※ 市立学校に勤務する給食調理員を含みます。

③ 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法等の規定に基づき、職員の定期健康診断を年1回、その他従事する業務に合わせた特殊健康診断や予防接種を実施し、職員の健康管理に努めています。

また、産業医の健康相談及び職場巡視を行い、職員の健康保持や疾病の予防、執務環境の改善等に取り組んでいます。

④ メンタルヘルスへの対応状況

ア 市職員(市立小中学校等に勤務する職員を除く)

メンタルヘルス対策としては、ストレスチェック、臨床心理士によるメンタルヘルス相談、産業医、保健師による面談、メンタルヘルス推進員制度、メンタルヘルス研修会、メンタル疾患による休業者の円滑な職場復帰と再休業の予防を目的とした職場復帰支援システム等を展開しているほか、管理職からの相談を通じて、本人を支える環境づくりに取り組んでいます。

※市立小中学校等に勤務する栄養教諭、管理栄養士、栄養士及び給食調理員を含みます。

イ 市立小中学校等に勤務する職員

ストレスチェック、保健師や精神科医によるメンタルヘルス相談、産業医による面談、メンタルヘルス研修、メンタルヘルス対策研究部会の開催、退職者の円滑な職場復帰と再休職の予防を目的とした復職支援事業等を実施し、教職員の心の健康の保持増進に取り組んでいます。

※ 市立小中学校等に勤務する栄養教諭、管理栄養士、栄養士及び給食調理員は含みません。

⑤ その他職員福祉のための独自の制度の概要

ア 相模原市職員厚生会

相模原市職員厚生会は、地方公務員法の趣旨に沿って職員等の福利厚生を増進するため設置された組織で、職員からの会費、相模原市からの交付金をもとに運営されています。

- 会員数 5,355人(令和7年4月1日現在)
- 事業費 令和6年度事業費決算額 131,182,075千円(内市交付金 14,695,000千円)
- 会費負担率(給料月額に対する割合) 1,000分の5.5(再任用フルタイム勤務職員は1,000分の5、再任用短時間勤務時職員は1,000分の3、任期付短時間勤務職員は1,000分の3と600円を比較し多額の方)
- 事業内容
 - ・ 給付事業 … 祝金・見舞金等慶弔給付
 - ・ 文化事業 … 職員文化祭、各種教室の開催
 - ・ 体育事業 … 各種スポーツ大会の開催
 - ・ 厚生事業 … レクリエーション事業、宿泊施設利用助成
 - ・ 健康事業 … 人間ドック・脳ドック助成、インフルエンザ予防接種助成、がん検診受検助成
 - ・ その他事業 … ライフプランセミナー等の開催、同好会奨励事業

イ 相模原市立学校教職員互助会

相模原市立学校教職員互助会は、地方公務員法の趣旨に沿って教職員等の福利厚生を増進するため設置された組織で、教職員からの会費、相模原市からの補助金をもとに運営されています。

- 会員数 3,103人(令和7年4月1日現在)
- 事業費 令和6年度事業費決算額 70,197千円(内市補助金 12,700千円)
- 会費負担率(給料月額に対する割合) 1,000分の3
- 事業内容
 - ・ 文化事業 … 券斡旋補助、図書購入補助、同好会補助
 - ・ 体育事業 … スポーツ施設利用助成、同好会補助
 - ・ 厚生事業 … 祝金・見舞金等慶弔給付、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等